

入札に関する質疑

件名	(物品) 8835_令和8年度海老名市立小・中学校用情報機器賃貸借	
受付日	質疑	回答
6/4	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書記載の【付帯業務】につきまして、受注者であるリース会社は各納入先の学校内（20校）に集積された機器を引き取りに伺う認識でよいでしょうか。 ・受注者における機器のデータ消去の実施はない認識でよろしいでしょうか。データ消去が必要な場合には、受注者であるリース会社の負担において、受注者指定の場所での物理的破壊またはソフトウェア等での消去のいずれかの方法で問題ありませんでしょうか。そのほか、データ消去証明書の発行等、指定の作業がある場合にはご教示ください。 ・賃貸借物件には動産総合保険を付保する認識でお間違いないでしょうか。また、動産総合保険を付保する場合、期間の経過に応じて保険料金が逦減する通常の動産保険でよろしいでしょうか。 ・長期継続契約となりますが、予算が減額又は削除された場合に契約の変更又は解除した実績は過去にありますでしょうか。 ・既設機器はリース物件でしょうか。仕様書記載の【納入スケジュール等】において「半導体部品等の供給不足等、受注者の責に帰さない事由により履行に遅延が生じる場合は、既存機器の利用が継続できるように調整すること」とありますが、既存機器の利用継続のご調整は貴市にご協力いただける認識でよろしいでしょうか。また、賃貸借期間等の変更の協議にも応じていただける認識でよろしいでしょうか。 ・現在ご使用中の機器の契約期間ならびに実際の使用期間をご教示ください。 ・契約書（案）をご提示ください。 ・仕様書に導入機器数量表が添付されておりますが、購入業者について指定がございますでしょうか。指定がある場合、機器の仕様等については、貴市と購入業者様との間でご調整済みとの認識でよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各納入先の学校内に集積された機器を引き取る認識でよろしい。 ・データ消去を必要とする。 リース会社の負担において、受注者指定の場所での物理的破壊またはソフトウェア等での消去のいずれかの方法で問題ない。物理的破壊以外で行う場合には、データ消去証明書の提出が必要。その場合は、データ消去証明書は受注者様式でよろしい。 ・期間の経過に応じて保険料金が逦減する通常の動産総合保険を付保する。 ・ありません。 ・既設機器はリース物件。既存機器の利用継続の調整には、当市において協力する。 ・契約期間は令和元年7月31日～令和8年8月31日（再リース含む）。使用期間は令和元年9月1日～令和8年8月31日。 ・契約書については、契約書の表紙、約款、仕様書、内訳書で構成されます。仕様書、内訳書につきましては告示のホームページにて公開しております。契約書約款につきましては、「海老名市契約関連規程・標準約款など」に公開しています。 ・購入業者の指定はない。

6/4	<p>2</p> <p>保険について</p> <p>動産総合保険は付保する認識でよろしいでしょうか。また、付保する場合、通常の動産総合保険でよろしいでしょうか。</p> <p>納期について</p> <p>世界的な AI 需要の急増に伴う半導体の供給不足により世界的なサプライチェーンの混乱が生じており、各メーカーのサーバーおよびクライアント端末の納入に遅延が発生する可能性があります。</p> <p>万が一、納期遅延が発生する可能性が出た場合はリース開始日の延長等の協議可能ということよろしいでしょうか。</p> <p>撤去について</p> <p>満了後、発注者側にて撤去対象物件を離線、取り外しの上、設置場所ごとに 1 か所に集約いただけますか。</p> <p>データ消去について</p> <p>満了後、データ消去は必要でしょうか。また、必要な場合、弊社では、SDGs の観点から、物理破壊ではなく、ソフトウェア消去（米国国立標準技術研究所 N I S T が発表したデータ消去に関する報告書 S P 8 0 0 - 8 8 に準拠した形式等のソフトウェア 1 回書き）を採用しております。本件におけるデータ消去方法もソフトウェア消去を採用するという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>データ消去作業は、受注者指定場所にて行ってもよろしいでしょうか。</p> <p>入札金額について</p> <p>入札金額は、月額・税抜という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>保険について</p> <p>通常の動産総合保険を付保する認識でよろしい。</p> <p>納期について</p> <p>致し方ない理由により遅延が発生する可能性が出た場合には、協議可能。</p> <p>撤去について</p> <p>満了後は、発注者側にて離線、取り外しのうえ、設置場所ごとに 1 か所に集約する。</p> <p>データ消去について</p> <p>データ消去を必要とする。</p> <p>ソフトウェア消去でも可とするが、物理的破壊以外で行う場合には、データ消去証明書の提出が必要とする。</p> <p>データ消去作業は、受注者指定場所で行ってもよい。</p> <p>入札金額については入札案件概要書の内容に記載のとおり、期間全体の税抜金額になります。</p>
-----	--	--

6/10	1	<p>入札に関する質疑 2 データ消去についての回答に対する再質問</p> <p>■データ消去についてソフトウェア消去でも問題ないとの回答をいただきました。契約条項第 10 条 8 項にて返還後の機器の再利用は原則禁止と理解しておりますが、データ消去および消去証明書¹の提出を前提とした場合には、例外的に再利用をお認めいただけるという理解で相違ないでしょうか。</p>	<p>・本契約におけるノート PC（LTE モデル chromebook 含む）及び校務セキュリティ USB メモリについては、いかなるデータ消去の方法においても、再利用は禁止とする。</p> <p>ただし、ジェットプリンター（メモリのデータ消去は必須）、プロジェクタ、L2 スイッチ及び各種周辺機器については、再利用を可とする。</p>
------	---	---	---